明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（**総務**四八）　一

○政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（**同**四九）　九七

〔告　示〕

○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**二九～四四）　九七

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（**厚生労働・環境**一）　一二七

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一一四八～一一六六）　一三六

○内水面漁業の振興に関する基本的な方針を変更する件（**同**一一六七）　一四一

〔官庁報告〕

官庁事項

公調委平成三十年（フ）第一号山形県飽海郡遊佐町吉出字譬曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件の裁定（公害等調整委員会公示六）　一四三

〔公　告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係　一四九

裁判所

破産、免責、再生関係　一五一

特殊法人等

令和三年度警察共済組合決算の要旨、独立行政法人統計センター令和三年度財務諸表、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一六九

地方公共団体

無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一七五

会社その他　一七六

会社決算公告　一七八

省　令

○総務省令第四十八号

地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百三十三号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十五日

総務大臣　金子　恭之